

## 別表十（六）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第66条の13（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(4)のうち損金経理による金額5」に金額の記載がある場合には、当該金額の合計額を別表四「加算」の欄に記載します。
- 3 「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額9」は、措置法令第39条の24の2第2項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定により計算した金額を記載します。